

## ヒアリング時に確認したい事項・資料等 【 3-3-3 交通安全・防犯対策の充実 】

質問事項等	回答欄
<b>交通安全活動事業</b>	
1 高齢者交通安全教室の実施について、具体的な内容とその効果が出ていれば示してほしい。 《宮内副委員長》	茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎市と連携し、京急自動車学校において65歳以上のドライバーを対象にドライビング講習を実施した。内容としては、日常点検、交通ルールの再確認、危険回避方法、急ブレーキの使い方。実車によるクランク等の運転指導。町では、シルバー人材センター会員が参加しており、シルバーでの日常業務における安全運転の向上が図られています。
2 暗い道路が多く、自転車等の通行が危ないと思われるが対策はとっているのか。 《吉田委員》	各季節の交通安全キャンペーン等による啓発活動において、夕暮れ時の早めの点灯の促進や啓発物品として、歩行者・自転車用の反射材を配付して夜間における交通安全意識の高揚を図っています。
<b>交通安全施設整備事業</b>	
1 各駅駐輪場の使用状況と他の自治体では「受益者負担」の立場から使用料等の収入を得ている情報はありますか。 《宮内副委員長》	町内の各駅自転車駐車場の使用状況と近隣市の自転車駐車場利用料については別紙1のとおりです。
<b>放置自転車対策事業</b>	
1 平成26年度から実施された放置自転車条例施行の状況をお伺いしたい。 《宮内副委員長》	「寒川町自転車等の放置防止に関する条例」施行に伴う放置自転車の状況については、別紙2のとおりです。また、条例の概要については、別紙3のとおりです。
<b>防犯灯整備事業</b>	
1 街路灯が少ないのではないかと。防犯灯設置の考え方と設置数をお聞きしたい。 《吉田委員》	街路灯には、道路照明灯、商店街灯、防犯灯の種類がありますが、防犯灯については、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、夜間通行の安全及び犯罪抑止のために設置しています。設置については、各自治会からの要望を受け、設置が適当と判断した場所に設置しています。おおむね、直線距離で50メートル間隔で電柱を利用して設置しています。現在は約3,300灯あります。今後、10月を目途に既存防犯灯をLED化していきます。
<b>交番施設整備事業</b>	
1 茅ヶ崎警察署との調整が進まない理由はなんですか。平成17年に要望書を提出してからほぼ10年ですが、具体的に対策は行っていますか。 《生田委員》	交番設置については、限られた予算及び人員配置で交番機能を発揮させるよう、スクラップ・アンド・ビルドを県警本部は原則としていることから、交番の新設は非常に難しい状況です。現在、町内3か所に設置されている交番のうち1か所を寒川駅北口駅前に移設するよう、協議をしています。

## 町内各駅自転車駐車場の駐車台数

寒川駅南口	立体1F	立体2F	臨時	計
自転車	600	450	220	1270
バイク	30		20	50

寒川駅北口	線路脇	湘南信用金庫横		計
自転車	500	240		740
バイク	40	20		60

宮山駅	北側	南側		計
自転車	70	340		410
バイク		35		35

倉見駅	北側	南側		計
自転車	390	270		660
バイク	30	15		45

合計	計
自転車	3080
バイク	190

## 近隣市自転車駐車場利用料金

		藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市
自転車	一時利用	100円	100円	100円
	定期利用(1ヶ月)	2,000円	1,500円	1,540円
原付バイク	一時利用	200円	200円	200円
	定期利用(1ヶ月)	3,000円	2,500円	2,670円

## 寒川町自転車等の放置防止に関する条例の実施状況

	区域・区域外					駐輪場					合計
	4月	5月	6月	7月	小計	4月	5月	6月	7月	小計	
移動・保管件数	23	10	2	9	44	38	40	38	35	151	195
引き渡し件数	3	3	3	1	10	0	2	3	3	8	18
保管料徴収件数	3	2	1	1	7	0	1	3	2	6	13
徴収金額(円)	6,000	4,000	2,000	2,000	14,000	0	2,000	6,000	4,000	12,000	26,000
保管料免除件数	0	1	2	0	3	0	1	0	1	2	5
免除金額(円)	0	2,000	4,000	0	6,000	0	2,000	0	2,000	4,000	10,000
処分件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 寒川町自転車等の放置防止に関する条例

更新日：2014年2月7日

### 放置自転車等（50cc原付バイク含む）の規制が始まります

寒川町では、平成25年12月に「寒川町自転車等の放置防止に関する条例」を町議会の議決を経て制定しました。条例は平成26年4月1日より施行されます。

この条例では、自転車や50ccの原付バイクが道路、歩道などの公共の場所に無秩序に駐車されることを防止し、安全で良好な生活環境を保持することを目的としています。

#### 「放置」とは

自転車等(50cc原付バイク含む)が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、その利用者が当該自転車から離れているため、直ちに当該自転車を移動することができない状態のことをいいます。

#### 自転車等放置禁止区域について

自転車等(50cc原付バイク含む)の放置により、安全で良好な生活環境が阻害され、または阻害されるおそれがある場所を自転車等放置禁止区域として指定します。寒川駅周辺につきましては、平成26年2月3日に自転車等放置禁止区域を指定しました。

[寒川駅周辺自転車等放置禁止区域 \(PDF: 512KB\)](#)

#### 自転車などが放置されていた場合は

放置禁止区域内については、係員が週1回巡回し、放置された自転車等（50cc原付バイク含む）はその日に移動します。また、放置禁止区域以外の道路、歩道等においても、引き続き7日以上放置されている場合は移動します。ただし、危険防止等やむを得ない場合は、7日間にかかわらず移動します。

#### 移動させた自転車などは

放置されていた自転車等（50cc原付バイク含む）は、保管所に移動して2箇月保管します。所有者が判明したものについては、引き取りの連絡をします。保管期間を経過しても引き取りがない場合は処分します。

#### 自転車などの引き取りについて

##### 【受付方法】

午後1時30分から午後3時30分（但し、土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日は除く）の間に協働文化推進課で受付しています。

##### 【手続きに必要なもの】

- 1.印鑑
- 2.自転車等の鍵
- 3.身分を証明できるもの（免許証・健康保険証など）
- 4.保管等の費用（自転車：2,000円 原付バイク：4,000円）

##### 【保管場所】

寒川町放置自転車等保管場所（寒川町宮山33番地2）

##### 【問い合わせ】

協働文化推進課 電話0467-74-1111

お問い合わせ  
CONTACT

##### 協働文化推進課協働担当

〒253-0196  
神奈川県高座郡寒川町宮山165番地  
電話：0467-74-1111（内線：221、222）  
ファクス：0467-74-9141  
[メールフォームによるお問い合わせ](#)

# 寒川駅周辺自転車等放置禁止区域図

自転車等放置禁止区域 … ■

寒川町放置自転車等保管場所

寒川駅前広場

JR寒川駅